

2 法令外分担金資料

都道府県の拠出する法令などによらない分担金については、昭和二十七年に合理化を行い経費の節約に資した。

それ以降、各都道府県が「法令などによらない分担金を負担しようとするときは、全国知事会議の審議を経なければならぬ」とされ、さらにその後、寄附金・賛助金についても同様の扱いとされてきた（「法令などによらない分担金等処理要領」資料1、「寄附金・賛助金等に関する処理要領」資料2）。

その後、各種団体の新たな発足等に伴い各都道府県の拠出する分担金が累増したため、昭和四十一年五月、東北自治協議会が行政協議機関に対する負担廃止の方針を申し合せ、全国的組織については、本会において検討された旨要請があった。

それを機会に法令外分担金の総点検が行われ、その時点で都道府県が分担金を拠出している全国的組織の各種団体約三百余の実情を調査し、世話人総務部長会（現在の理事会幹事会に相当）及び専門的な審査を行うための世話人財政課長会と小委員会において検討がなされた。その結果、整理方針を定めた整理要領「法令によらない分担金等の整理に関する申し合せ」として、昭和四十四年一月十七日の全国知事会議で決定され、資料4のとおり九十七団体が継続承認された。なお、昭和四十七年七月の理事会幹事会において、各種団体の分担金等の増額については、理事会の審議の対象としない旨申し合せがなされた。さらにその後、新たに「法令外分担金等の処理基準」（資料3）が昭和五十一年二月の全国知事会議で承認され、これらの申し合せ・処理基準に基づいて、昭和四十四年度以降昭和六十一年度までに全国知事会議で承認された団体等は、資料5のとおりである。

現在、法令などによらない分担金等の処理方法は、法令などによらない分担金等を受ける団体が、まず全国知事会会長に申入れを行い、全国知事会事務局が内容を調査・検討し、基準に該当する団体等であれば、理事会幹事会に提案し、幹事会において承認された団体を理事会及び全国知事会議に提案して承認を得る手続を執っている。

なお、昭和六十二年度以降承認された団体等は、資料6のとおりである。

資料1 法令などによらない分担金等処理要領

一 昭和二十七年以降各都道府県において、法令などによらない分担金等を負担しようと するとき、全国知事会議の審議を経なければならない。

二 全国知事会議における審議範囲は、全国共通のものに限るものとする。

各ブロックに属するものについては、各ブロックにおいて本処理要領に準じ処理する ものとする。

三 全国知事会議における審議原案は、理事会においてこれを作成する。

資料2 寄附金・賛助金等に関する処理要領

昭和三九・二・八

各種団体等により、各都道府県並びに全国知事会に対し、寄附金・賛助金などの申し出があったときは、昭和二

十七年四月決定の「法令などによらない分担金等処理要領」に準じ処理するものとする。

資料 3 法令外分担金等の処理基準

法令などによらない分担金等の処理に当たっては、原則として次の基準によるものとする。

〔昭和五一・二・一七〕

- (一) 法令に基づいて設立された法人
府県行政に密接な関係のある事業実施のため必要と認められる経費
- (二) 全国知事会議の決定に基づいて設立された団体
事業実施のため必要と認められる経費
- (三) 府県行政に密接な関係のある事業を行うために設立された団体
緊要度が高い事業実施のため必要と認められる経費
- (四) 理事会において特に必要があると認めた団体
府県行政に密接な関係のある事業実施のため必要と認められる経費

資料 4 昭和四十四年一月全国知事会議において継続を承認された団体

1 全国知事会

2 全国東京事務所長会

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|---------|----------|-------------|-------------|----------|-------------|---------|---------|---------------|----------------|-------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 37 | 35 | 33 | 31 | 29 | 27 | 25 | 23 | 21 | 19 | 17 | 15 | 13 | 11 | 9 | 7 | 5 | 3 |
| 38 | 36 | 34 | 32 | 30 | 28 | 26 | 24 | 22 | 20 | 18 | 16 | 14 | 12 | 10 | 8 | 6 | 4 |
| 社団法人 経済企画協会 | 明るく正しい選挙推進全国協議会 | 外交知識普及会 | 国民経済研究協会 | 国土計画協会 | 行政事務機械化研究協会 | 国民生活研究所 | 消防大学校賛助会 | 海外日系人協会 | 公務研修協議会 | 全国建築審査会協議会 | 全国私立学校審議会連合会 | 全国公安委員連絡協議会 | 全国地方労働委員会連絡会議 | 全国海区漁業調整委員会連合会 | 公営電気事業経営者会議 | 都道府県選挙管理委員会連合会 | 全国出納長会 |
| 納税貯蓄推進協議会 | 全国消防協議会 | 建設広報協議会 | 行政調査協会 | 国土総合開発促進協議会 | 日本広報協会 | 日本事務能率協会 | 都道府県管理改善協議会 | 地方財務協会 | 自治研修協議会 | 全国社会教育委員連絡協議会 | 土地区画整理審議会全国連合会 | 全国人事委員会連合会 | 全国都道府県教育委員長協議会 | 全国収用委員会連絡協議会 | 全国内水面漁場管理委員会連合会 | 全国物産あつせん機関連合会 | 全国都道府県監査委員会連合会 |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|---------------|-------------|-------------|-----------|---------------|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|------------|-------------|----------|------------|
| 73 | 71 | 69 | 67 | 65 | 63 | 61 | 59 | 57 | 55 | 53 | 51 | 49 | 47 | 45 | 43 | 41 | 39 |
| 全国防災協会 | 日本公園緑地協会 | 全国高速自動車道建設協議会 | 全国道路利用者会議 | 全国かつおまぐろ協議会 | 日本海外漁業協力会 | 日本海事広報協会 | 全国農業研究会 | 中央農業祭 | 農村電化推進協議会 | 全国農村教育振興会 | 国際観光振興会 | 日本貿易振興会 | 日本観光協会 | 通商産業調査会 | 肢体不自由児協議会 | 日本水道協会 | 全日本同和对策協議会 |
| 74 | 72 | 70 | 68 | 66 | 64 | 62 | 60 | 58 | 56 | 54 | 52 | 50 | 48 | 46 | 44 | 42 | 40 |
| 日本河川協会 | 全国地すべり対策協議会 | 都市計画協会 | 全国土木協議会道路部会 | 日本道路協会 | 全国漁港協会 | かんがい排水事業連絡協議会 | 国際農友会 | 全国農村青少年教育振興会 | 全国国土調査協会 | 国際食糧農業協会 | 日本農林漁業振興会 | 日本自然保護協会 | 国立公園協会 | 日本工業立地センター | 全国貿易振興機関連合会 | 自治体病院協議会 | 日本国民年金協会 |

資料5 昭和四十四年以降承認された団体等

(承認年月日)

75	全国治水期成同盟会	76	全国水産資源保護協会
77	全国海岸協会	78	全国河川総合開発促進期成同盟
79	全国水防管理団体連合会	80	日本港湾協会
81	港湾海岸防災協議会	82	日本住宅協会
83	産業開発道路協会	84	都市計画街路事業促進協議会
85	工業用水道協会	86	全国治水砂防協会
87	全国へき地教育振興促進期成会	88	全国青年学級振興協議会
89	日本図書館協会	90	全国統計協議会
91	全国同和教育研究協議会	92	公立大学協会
93	大学基準協会	94	財団法人 警察協会
95	大気汚染防止協会	96	尾崎行雄記念財団
97	昭和同人会		

1	硫黄島顕彰碑建立期成会	(昭四四・九・一一)
2	農業開発研修センター	(昭四四・九・一一)

- 3 全国山村振興連盟 (昭四四・九・一一)
- 4 藤楓協会 (昭四四・九・一一)
- 5 地方自治情報センター (昭四四・一・二〇)
- 6 自治医科大学 (昭四五・一・三〇)
- 7 日本経済教育センター (昭四五・二・一九)
- 8 社会開発統計研究所 (昭四五・二・一九)
- 9 全国市街地再開発協会 (昭四五・二・一九)
- 10 衆議院・参議院 (県の木寄贈) (昭四五・二・一九)
- 11 全国過疎連盟 (昭四五・五・二七)
- 12 海外農業開発財団 (昭四五・一・三〇)
- 13 都道府県公営企業連絡協議会 (昭四五・一・三〇)
- 14 日本遺族会 (慰霊碑) (昭四五・一・三〇)
- 15 農村地域工業導入促進センター (昭四七・二・二二)
- 16 日本図書館協会 (会館) (昭四七・二・二二)
- 17 国際食糧農業協会 (昭四七・七・二八)
- 18 拓魂碑維持基金 (昭四七・七・二八)
- 19 自警会 (警察公傷者ホーム) (昭四八・二・一五)
- 20 日本観光開発財団 (昭四八・二・一五)

- 21 日本気象協会（山岳気象サービス）
（昭四八・七・二五）
- 22 フイリピン戦没日本人慰霊園建設委
（昭四八・七・二五）
- 23 サンパウロ学生会（学生寮）
（昭四八・七・二五）
- 24 全国労働委員会連絡協議会（創立三十周年記念行事）
（昭四九・一二・二三）
- 25 伝統的工芸品産業振興協会
（昭五一・二・一七）
- 26 農村生活総合研究センター
（昭五一・二・一七）
- 27 日本食肉格付協会
（昭五一・二・一七）
- 28 日本観光協会（新情報システム）
（昭五一・二・一七）
- 29 漁場油濁被害救済基金
（昭五一・二・一七）
- 30 ブラジル日本文化協会（ブラジル日本移民資料館）
（昭五二・七・二二）
- 31 在アルゼンチン日本人会（パレルモ公園内日本庭園）
（昭五四・二・五）
- 32 北方領土返還祈念シンボル像建設協会
（昭五五・一二・二二）
- 33 (財)銀鈴会（第三回喉頭摘出者世界大会）
（昭五六・一二・二三）
- 34 (財)あしたの日本を創る協会
（昭五七・七・二三）
- 35 (財)消防試験研究センター
（昭五九・七・一九）
- 36 全国労働委員会連絡協議会（創立四十周年記念行事）
（昭五九・一二・二〇）

資料 6 昭和六十二年以降承認された団体等

(承認年月日)

- 1 ブラジル日本文化協会(室内体育館及び文化施設建設)
(昭六二・七・二三)
- 2 サンパウロ日伯援護協会(日伯友好病院建設)
(昭六三・七・二二)
- 3 汎アマゾンニア日伯協会(日伯文化交流センター建設)
(平元・一二・二二)
- 4 全国労働委員会連絡協議会(創立五十周年記念行事)
(平六・一二・二〇)

その後、近年の厳しい財政状況を踏まえ、平成十七年七月に法令外分担金特別委員会を設置し、各種団体に対する分担金等の抛出のあり方について検討を行うこととなった。

各都道府県に分担金等の抛出状況を調査した結果、千二百七十三団体に対して分担金等を抛出していた。それを都道府県の三分の二以上が分担金を抛出する団体(百四十五団体)とその他の団体(千百二十八団体)に分類した。その他の千百二十八団体については、各都道府県独自の判断により対応することとした。

都道府県の三分の二以上が分担金を抛出する百四十五団体を都道府県の知事等職員や行政委員会で構成する団体(三十四団体)とその他の団体(百十四団体)に分け、平成十八年度には、三十四団体に対し、分担金の抛出の廃止、縮減の協力要請を行い、その他の百十四団体に対し、分担金の一時徴収停止又は十%目途の縮減の協力要請を行った。

また、平成十九年度には、協力要請を実施しなかった団体について、再度要請を行うこととしている。

なお、本会はその他の百十四団体に分類され、自ら範を示す意味で平成十七年度に、分担金の縮減を行った。